

「司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査」集計結果に関するコメント
(要点)

日本弁護士連合会

【収入・所得調査】

- 全回答者につき算出された各年の所得の平均値・中央値は、平成20年以降減少傾向にある(資料17-2 1頁上図)。また、登録6年目以降の弁護士の所得の中央値も減少傾向にあり、「経験年数とともに所得が上がる」とは一概には言えない(同1頁下図)。

所得(全体) 平成19年 平均値 1,361万円 中央値 1,005万円

平成22年 平均値 1,036万円 中央値 738万円

- 所得の平均値・中央値よりも低い場所に、しばしば最多分布帯(回答数が最も多い分布帯)が形成される。全体的な所得状況を把握するには、平均値・中央値だけでなく、具体的な分布状況もみる必要がある(同2~4頁)。

平成22年所得・53期(登録10年目)の場合

中央値 1,091万円 最多分布帯 600~700万円

- 59期~62期(登録4年目以下)において、登録1年目での所得の中央値は期を追うごとに低下している。2年目以降に所得が上昇しても前の期の金額に追いつかない状況が続いている。5年後における登録6年目以降の弁護士の所得水準が「現在の登録6年目以降の弁護士の所得と同程度である」と推定することはできない(同5頁)。

登録1年目の所得の中央値 59期 659万円 新62期 480万円

- 登録1年目において年間所得「400万円未満」「300万円未満」の者が増加傾向にある。現時点で法科大学院を受験しようという者が弁護士登録をする時期(4~5年後)には、さらにこの比率が増大している可能性がある(同6頁)。

登録1年目の所得

58期(平成18年) 400万円未満 14.4% 300万円未満 9.6%

新62期(平成22年) 400万円未満 28.8% 300万円未満 10.9%

【奨学金調査】

- 特に未修コースで、大学・法科大学院在学中に奨学金等により高額な債務を抱えている者は一定数おり、貸与制による約300万円の債務が加わることは、所得状況の悪化とあいまって、法曹志望者の減少に拍車をかける恐れがある(同7頁)。

未修コース

奨学金等の総返還額「700万円以上」16.2% 「600万円以上」21.5%

- 今回の調査は親族からの借入れを対象から外している。当連合会が実施したアンケートによれば、法科大学院の入学・在学のために親族等から借入れをした者が一定数おり、現実には、債務負担者の割合・債務負担額とも今回の調査結果よりも大きいと考えられる(同8頁)。

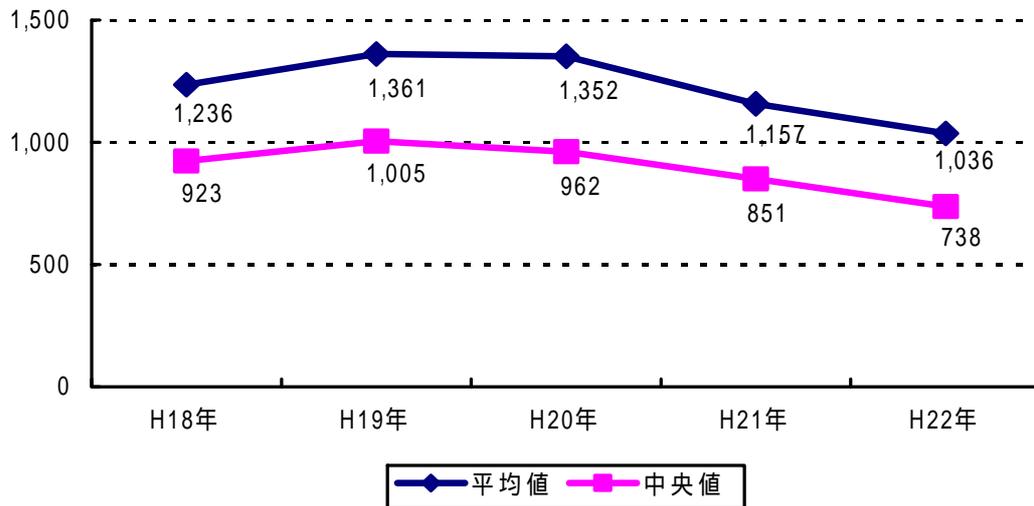
「司法修習終了者等の経済的な状況に関する調査」集計結果に関するコメント

日本弁護士連合会

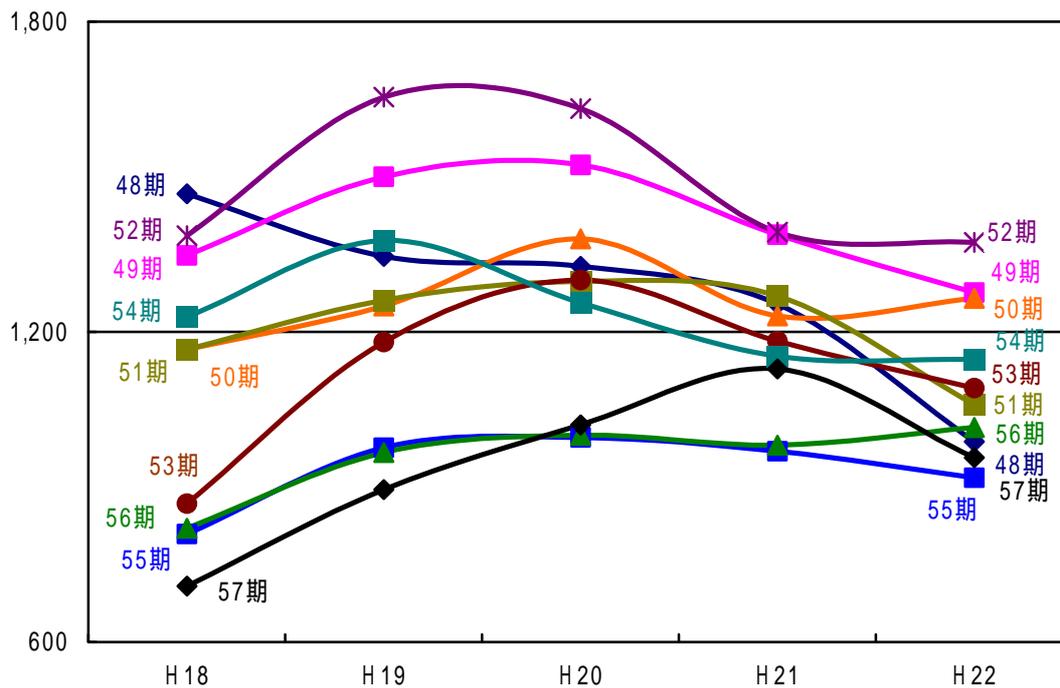
過去5年間における所得の平均値・中央値の推移(全体:48期～62期)

- 平均値も中央値も、平成20年以降は減少傾向となっている。平成19年から平成22年の3年間で、中央値は約3割減となっている。
- 登録6年目以降の弁護士の所得の中央値も平成20年以降減少傾向となっている。

所得の平均値・中央値の推移(全体)



過去5年間の所得中央値の推移(登録6年目・57期～15年目・48期)

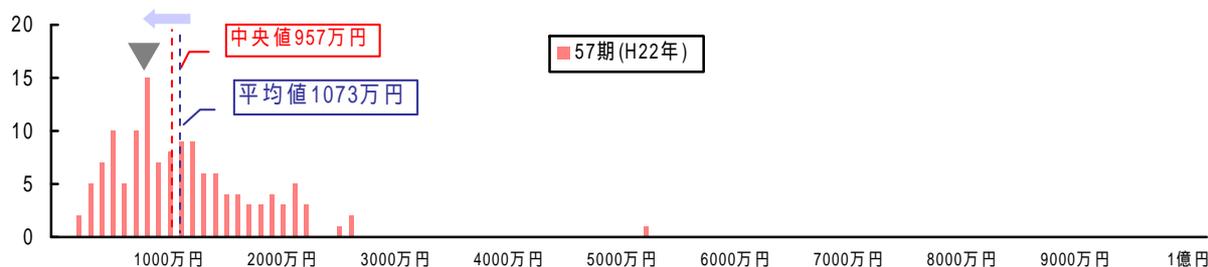
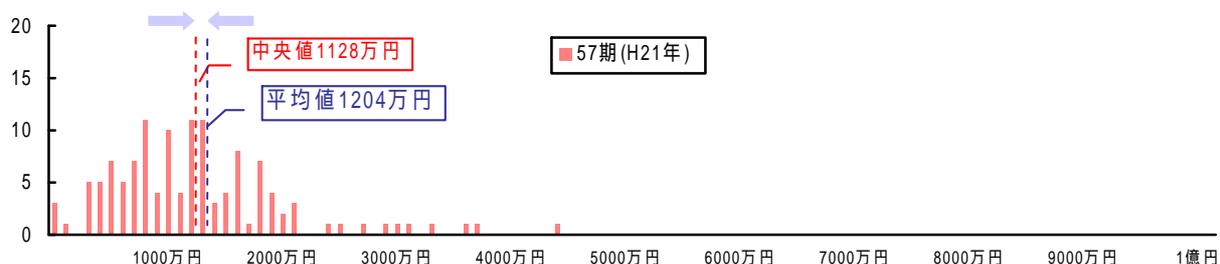
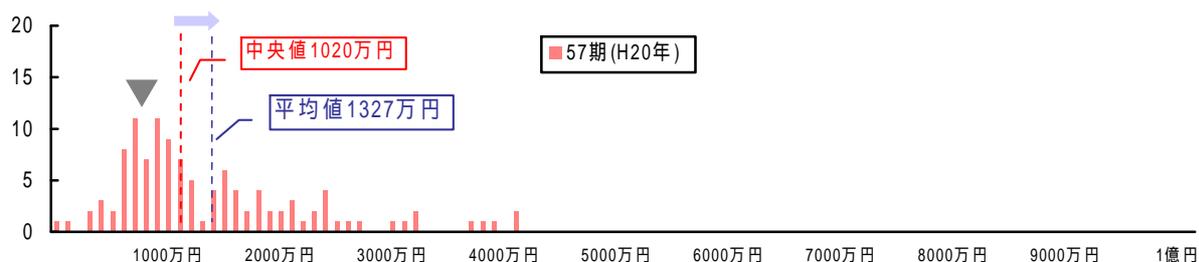
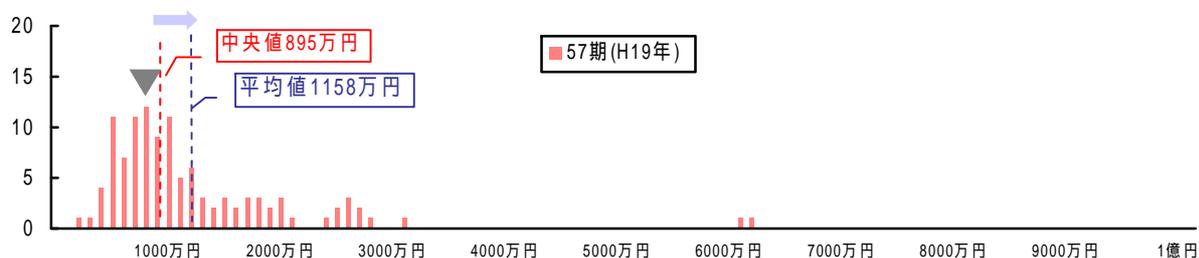
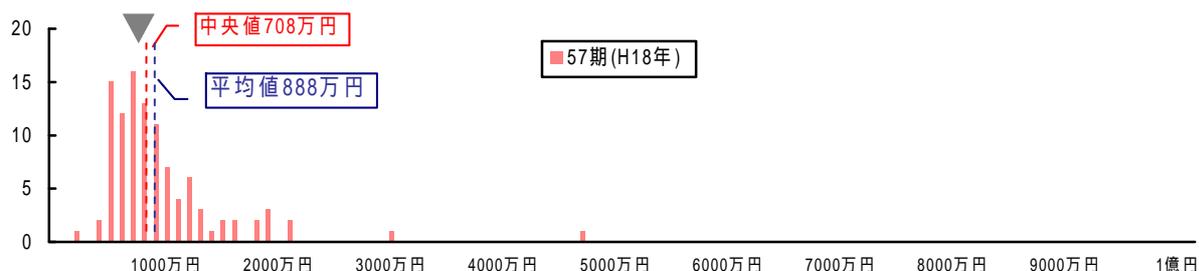


<コメント>

- 「経験年数が増えるにつれて所得が増える」と単純に仮定することはできない。

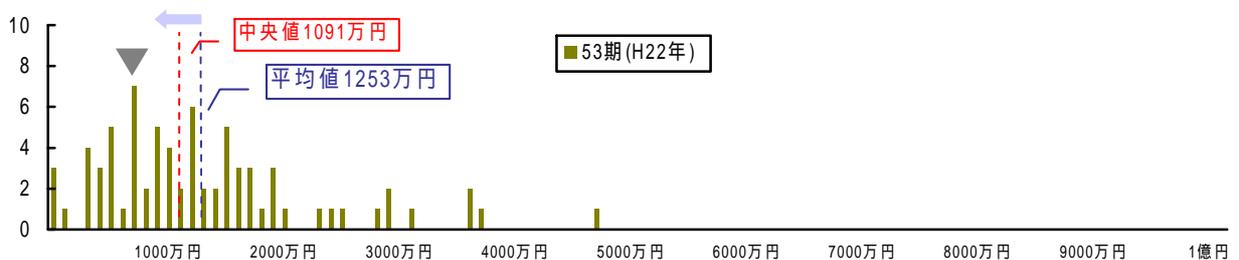
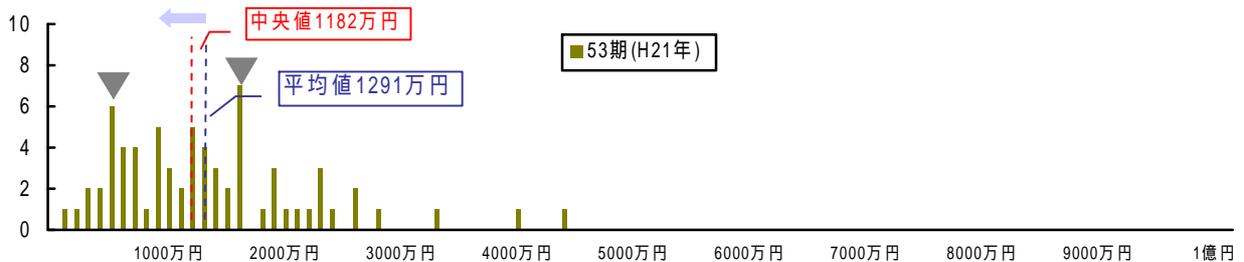
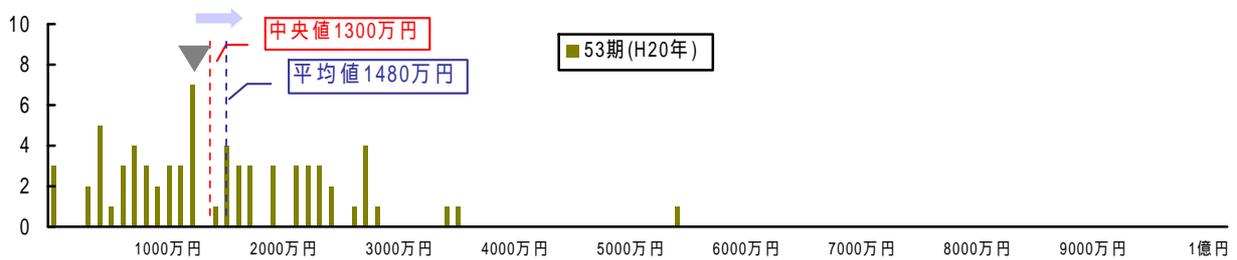
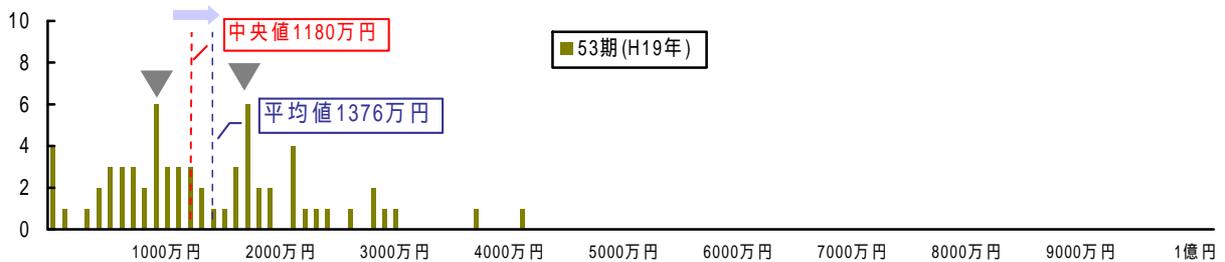
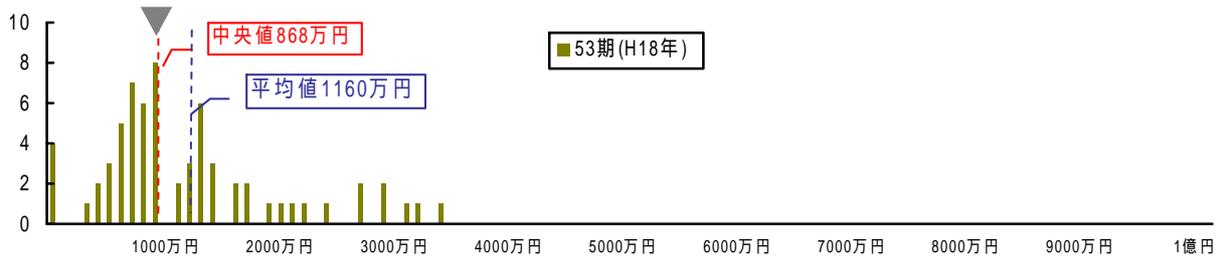
所得分布の動向(登録6年目・57期の場合)

- 平均値は平成20年まで増加したが、平成21年以降減少した。
- 中央値は平成21年まで増加したが、平成22年には減少した。
- 平均値は少数の高額所得者によって押し上げられ、中央値との乖離が広がっている。
- 平成22年は前年に比べると、中央値の右側(所得順で上位半数の者)でも左側(所得順で下位半数の者)でも棒グラフが左方向に移動し、全体的に所得が減少することによって中央値が下がっている。
- 中央値は必ずしも最多分布帯(で示す)と一致してしない。平成22年の中央値は957万円であるが、最多分布帯は「700～800万円未満」である。



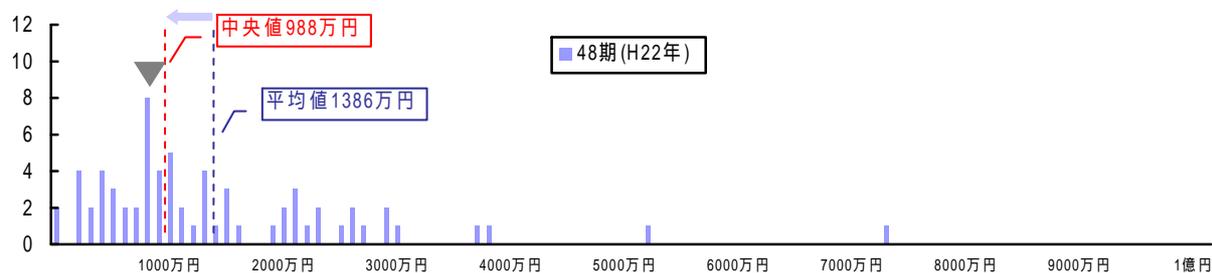
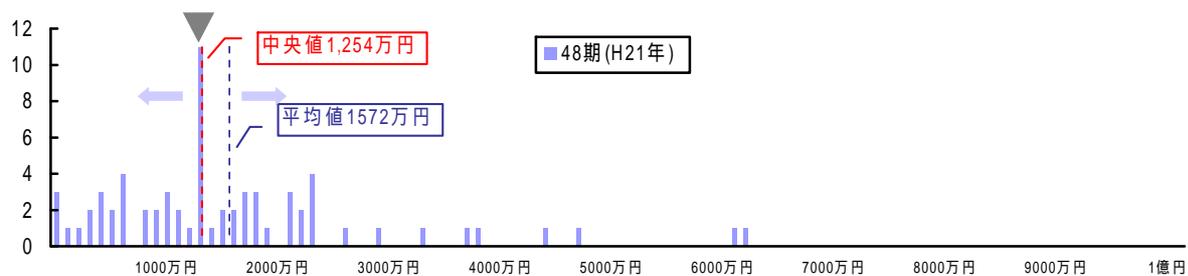
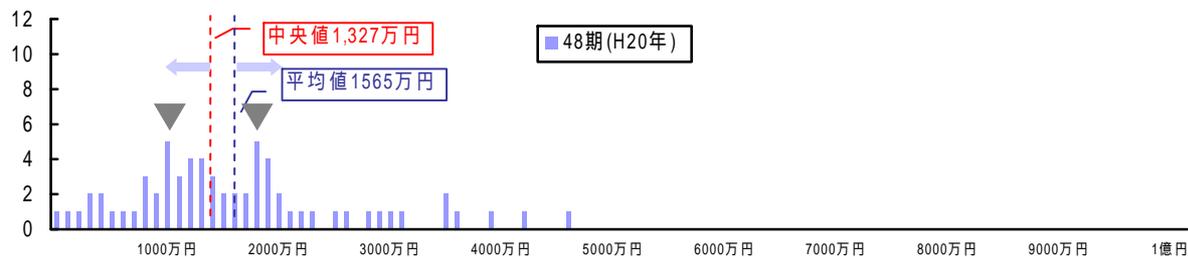
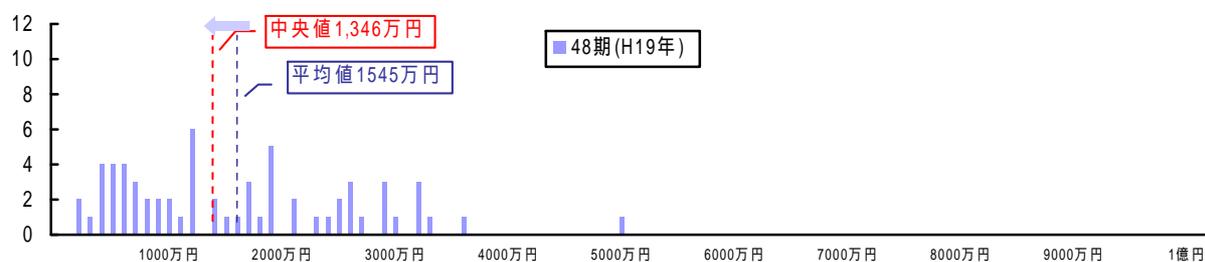
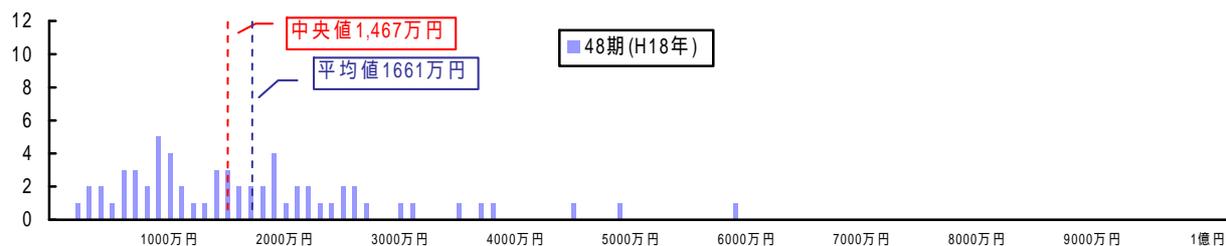
所得分布の動向(登録10年目・53期の場合)

- 中央値・平均値とも平成20年まで増加したが、平成21年以降は減少した。
- 平成22年の中央値は1091万円であるが、最多分布帯は「600～700万円未満」である。



所得分布の動向(登録15年目・48期の場合)

- 平均値は平成19年から平成21年まで増加したが、平成22年に減少した。
- 中央値は平成19年以降減少している。
- 平成22年は前年と比べると、中央値の左側(所得順で下位半数の者)では棒グラフの山が左方向に移動し、中央値の右側(所得順で上位半数の者)で棒グラフの山が右方向に移動して、中央値と平均値の乖離は398万円になっている。



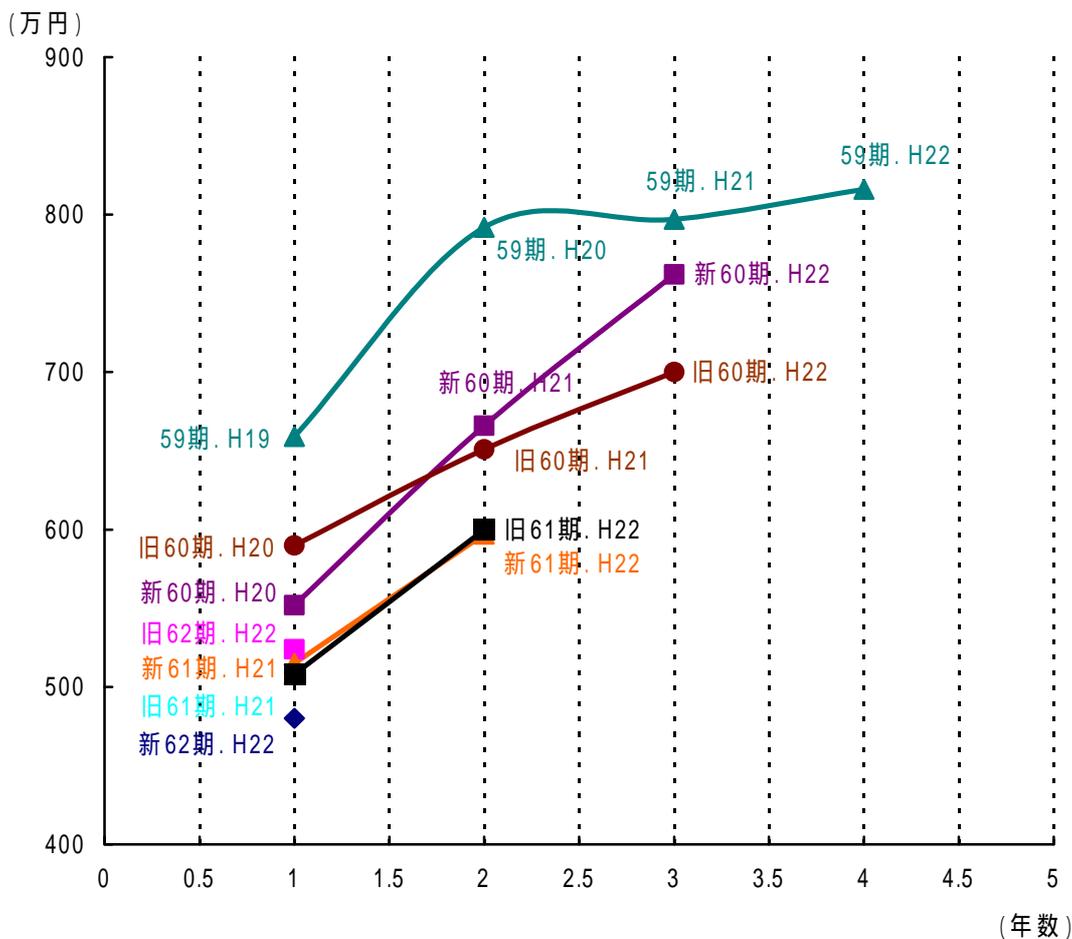
<コメント>

- 全体的な所得状況を把握するには、平均値・中央値だけでなく、具体的な分布状況もみる必要がある。

登録経過年数と所得中央値の期別比較

- 59期～62期(登録4年未満)において、登録1年目の所得の中央値が前の期よりも低くなっている。
- 2年目以降に所得が上昇しても、前の期の金額には追いつかない状態が続いている。
- この傾向に歯止めがかからない限り、5年後の新規登録弁護士の所得は、いっそう低い水準で推移するものと予測される。

登録経過年数と所得中央値の期別比較

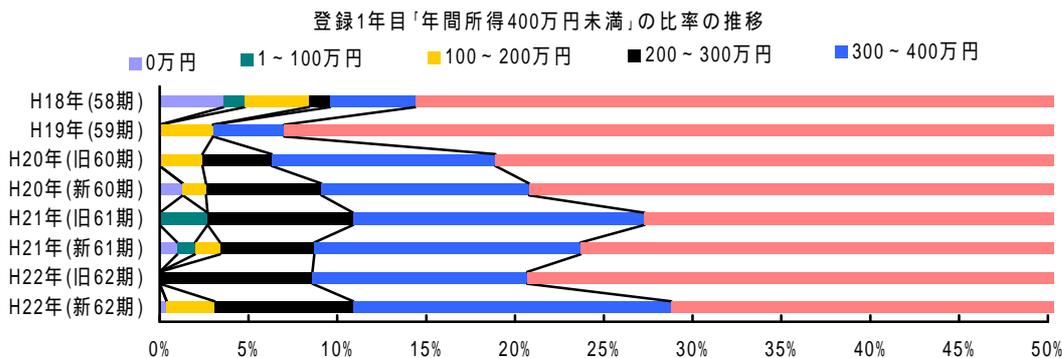


<コメント>

- 5年後における登録6年目以降の弁護士の所得水準は、「現在の登録6年目以降の弁護士の所得と同程度である」と推定することはできない。

年間所得「400万円未満」「300万円未満」の弁護士の比率

- 平成18年以降の5年間に於いて、登録1年目で年間所得「0～400万円未満」「0～300万円未満」の弁護士が占める比率は増加傾向にあり、直近の平成22年・新62期では「0～400万円」は28.8%、「0～300万円」は10.9%である。



<参考> 平成22年度新司法試験合格者の平均年齢 29.07歳

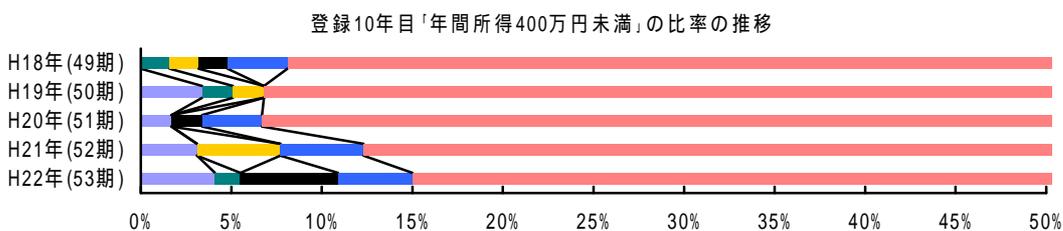
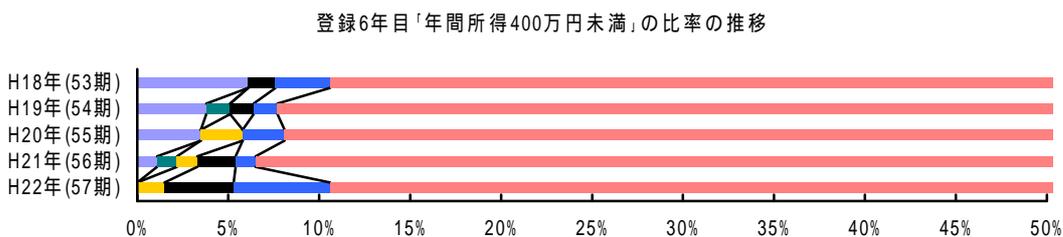
同年代の平均的な給与額

平成22年賃金構造基本統計調査より

常用労働者・産業計・企業規模計	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額
男・大学卒・30歳	297.2(千円)	1043.5(千円)
女・大学卒・30歳	265.8(千円)	938.3(千円)

(試算) $297.2 \times 12 + 1043.5 = 4609.9$ (千円) $265.8 \times 12 + 938.3 = 4127.9$ (千円)

- 登録6年目・10年目でも同様の傾向が見られ、平成22年で登録15年目の弁護士(48期)は、「0～400万円未満」が17.6%、「0～300万円」が11.7%である。



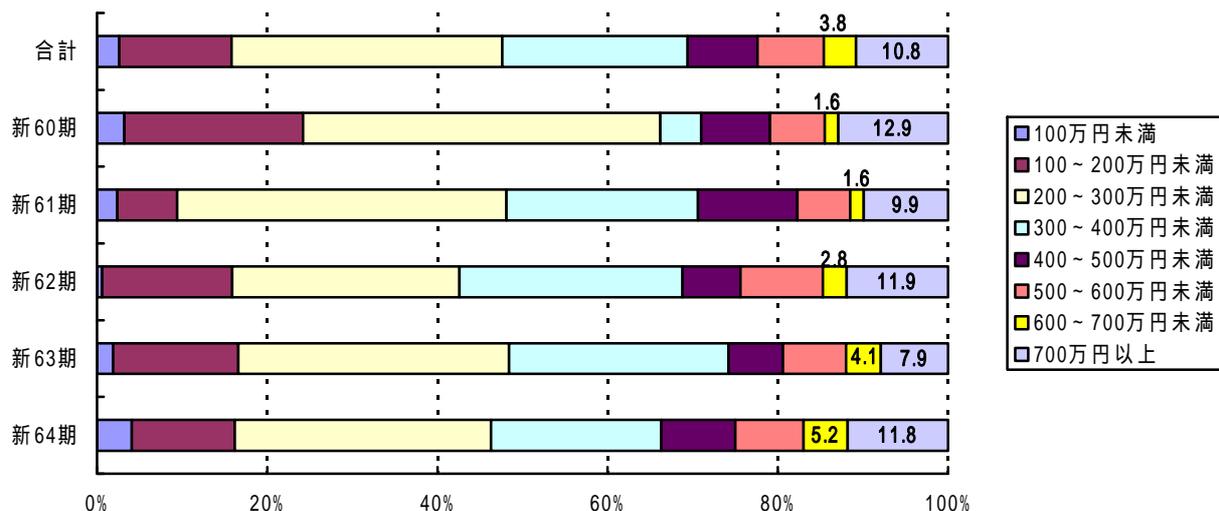
<コメント>

- 現時点で法科大学院を受験しようとする者が弁護士登録をする時期(4～5年後)には、さらにこの比率が増大している可能性がある。

奨学金等の総返還額の比率(修習期別)

- いずれの修習期でも、大学・法科大学院在学中の奨学金等の総返還額が「700万円以上」の者は約10%、「600万円以上」なら約15%を占める。

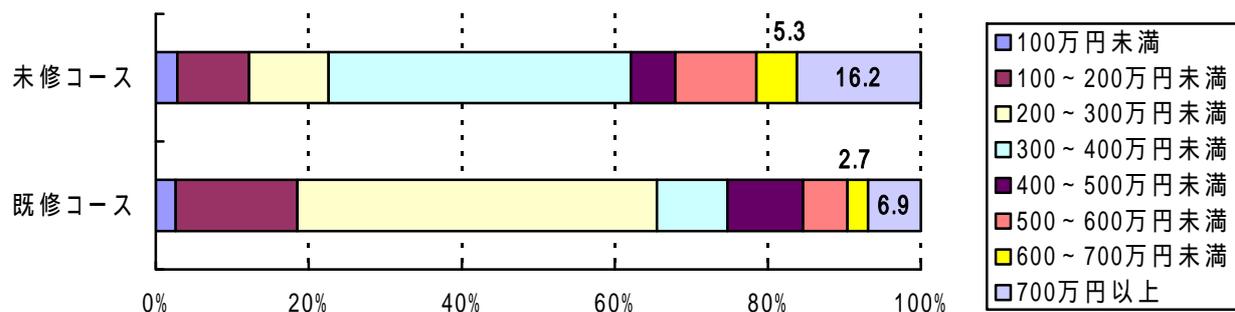
奨学金の総返還額の分布(修習期別)



奨学金等の総返還額の比率(未修・既修別)

- 未修コースでは、大学・法科大学院在学中の奨学金等の総返還額が「700万円以上」の者が約16%、「600万円以上」なら約21%を占める。

奨学金等の総返還額の分布(未修・既修別)



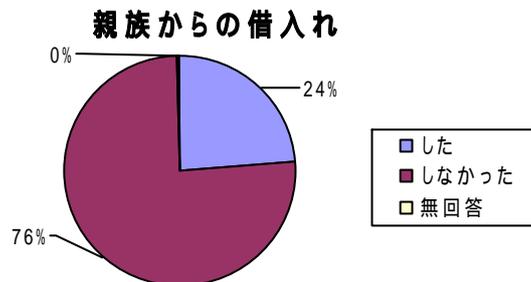
<コメント>

- 貸与制による債務(約300万円)が加われば1千万円近い負担になるという事情によって、法曹志望を断念する者がさらに増えることが懸念される。

- 日弁連が新64期を対象に実施した「2011年度事前研修アンケート結果」では、法科大学院の入学・在学のため親族から借り入れた者は約24%であった(借入額の中央値は250万円)。

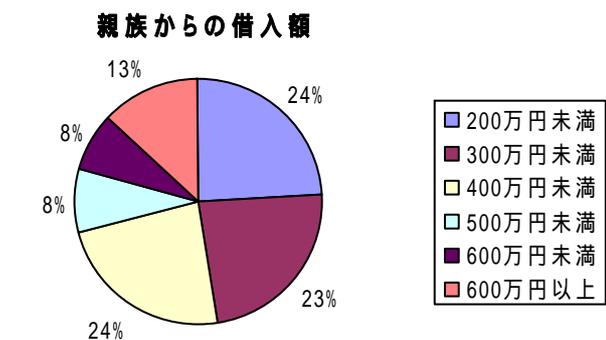
Q:法科大学院の入学・在学のために、親、その他の親族から借入をしましたか

した	297	23.9%
しなかった	941	75.8%
無回答	3	0.2%



親族からの借入額(万円)

100万円未満	28
100 - 200万円未満	65
200 - 300万円未満	62
300 - 400万円未満	63
400 - 500万円未満	22
500 - 600万円未満	21
600万円以上	35
平均値(万円)	305.6
中央値(万円)	250



- 親族から借り入れた者のなかには、親族のみから借入れをした者(借入額の中央値は300万円)と、親族からの借入れの他に奨学金等を併用した者との両者が含まれており、親族からのみ借入れをした者は10.3%であった(借入額の中央値は300万円)。

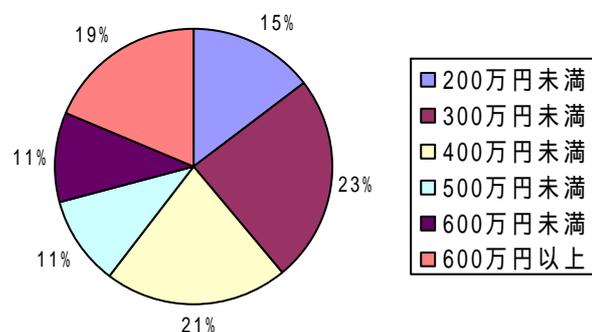
【参考】法科大学院の入学・在学のために、奨学金やその他の教育ローン等を利用せずに、親、その他の親族からのみ借入をしたかどうかについて

親族等からのみ借入れをした	128	10.3%
親族等からの借入の他に奨学金,その他の教育ローン,その他の経済的支援制度のいずれかを利用した	169	13.6%
親族等から借入しなかった	941	75.8%
無回答	3	0.2%

親族からのみ借入れをした者の借入額(万円)

100万円未満	4
100 - 200万円未満	18
200 - 300万円未満	30
300 - 400万円未満	26
400 - 500万円未満	13
500 - 600万円未満	13
600万円以上	23
平均値(万円)	378.1
中央値(万円)	300

親族からのみ借入れた者の借入額



<コメント>

- 今回の「奨学金等調査」で奨学金の利用率は48.3%とされているが、親族からのみ借入れをした者も加えると6割近くの者が借金を抱えているものと考えられる。
- 今回の「奨学金調査」で利用者の合計平均額347万円とあるが、親族からの借入れを加えるとさらに多額の借金を抱えているものと考えられる。